

立ちどまらない保険。

三井住友海上あいおい生命

MS&AD INSURANCE GROUP

パンフレット

改定

2014.9

通販専用

こども保険

5年ごと利差配当付こども保険 I型 こども医療特約付

たくましく、大きくな～れ



未来への夢と希望を応援する「こども保険」!

教育にかかる資金の準備やケガ・病気の保障を通じて、お子さまの成長をサポートします。

大切なわが子。
のびのびと
遊んで、学んで
大きくなあれ!



特徴 1
進学時には
祝金!
教育資金の準備に!

特徴 2
お子さまの
病気やケガも
しっかり保障!

特徴 3
ご契約者が万一のとき^{*1}は
保険期間満了まで
養育年金を
毎年お支払い!

特徴 4
ご契約者が万一のとき^{*2}は、
さらに
以後の保険料は
不要!^{*3}

お子さまの成長はあっという間。

しかし、その過程で教育資金や
医療費など、さまざまな費用が発生します。

※1 ご契約者が万一お亡くなりになられたとき、または約款所定の高度障害状態になられたとき。
※2 ご契約者が万一お亡くなりになられたとき、または約款所定の高度障害状態や不慮の事故で約款所定の身体障害の状態になられたとき。

※3 各お祝金については、保険料のお払込みがあったものとしてお受け取りいただけます。

大学卒業までにかかる費用

お子さまの望みを叶えてあげたいと思う親心とは裏腹に、成長とともに教育費の負担は大きくなります。幼稚園から大学まで通った場合、進路により差は出るものの、計画的な資金準備が望まれます。

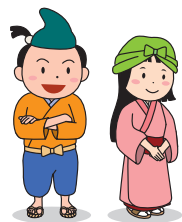
大学まで必要な教育資金

幼稚園から大学(文科系/自宅通学)までの
教育費総額

オール私立の場合	約2,340万円
オール公立の場合	約1,010万円

日本政策金融公庫(国民生活事業)「平成25年度 教育費負担の実態調査結果(国の教育ローン利用勤務者世帯)」, 文部科学省「平成24年度 子どもの学習費調査」「私立大学等の平成24年度入学者に係る学生納付金等調査結果」「文部科学省令」、独立行政法人日本学生支援機構「平成22年度 学生生活調査結果」をもとにセールス手帖社保険FPS研究所試算

「教育費も医療費も保障してくれるのか。これでひと安心だね。」
「しっかり保障を準備できるから、心強いわ。すくすくと大きく育ててほしいわね。」



お子さまの健やかな成長を見守る保険です。進学時にはお祝金をお届けし、ケガや病気をしてもしっかり保障。ご契約者に万一のことがあっても、お子さまが大学を卒業されるまで成長を支え続けます。また、ご契約いただいた皆さまには育児相談をはじめとする、無料電話相談サービスをご提供します。

こども保険 5年ごと利差配当付こども保険 I型 こども医療特約付

主契約・特約の保険金・給付金額

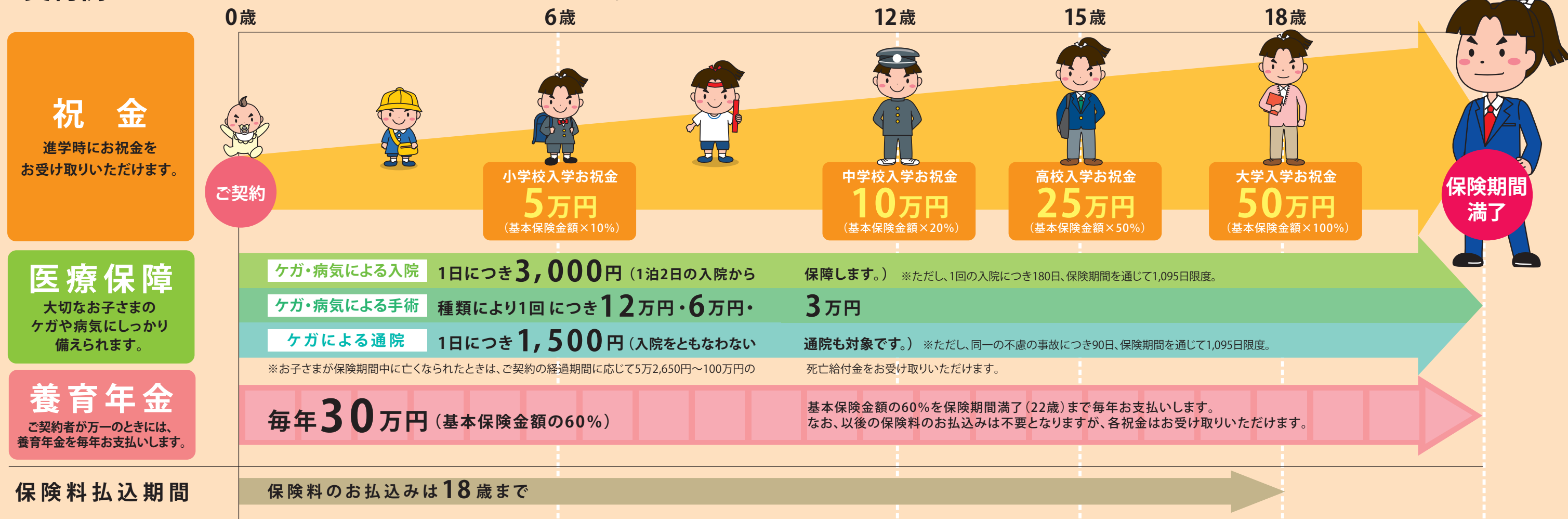
名称	50万円プラン	100万円プラン
5年ごと利差配当付こども保険I型(主契約)	基本保険金額 50万円	基本保険金額 100万円
こども医療特約	日額3,000円	日額3,000円

祝金について

お子さまのご契約年齢	小学校入学 (満5歳10か月 直後の2月1日)	中学校入学 (満11歳10か月 直後の2月1日)	高校入学 (満14歳10か月 直後の2月1日)	大学入学 (18歳の年単位の 契約応当日)
0~3歳	基本保険金額の10%	基本保険金額の20%	基本保険金額の50%	基本保険金額の100%
4~9歳	—	基本保険金額の20%	基本保険金額の50%	基本保険金額の100%
10~11歳	—	—	基本保険金額の50%	基本保険金額の100%

責任準備金等の運用益が会社の予定した運用益をこえた場合、ご契約6年目から5年ごとに契約者配当金をお支払いします。

ご契約例 お子さま0歳、お父さま30歳・50万円プラン/月払保険料(口座振替扱)6,009円ご契約の場合





大事なところだから、お申込み前に、きちんと読んでね。

お申込みにあたっては、下記の内容を必ずご確認ください。

お申込方法について

1 ご契約いただく前に必ずお読みください。

- ①この商品についてのご確認いただきたいことがら裏面に記載しておりますので、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり(抜粋)」とともに、ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認、ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- ②これらの書面をお読みいただくことは重要です。特に「給付金等をお支払いできない場合について」「第1回保険料のお払込みについて」等、お客さまにとって不利益となる部分については、しっかりとお読みいただくことが重要です。
- ③ご契約年齢は月払・口座振替扱の場合、責任開始日の属する月の翌月1日(契約日)時点での満年齢となります。
- ④告知の内容、ご職業・年齢などによっては、お引受けできない場合があります。また、当社生命保険契約の解約歴や失効歴、無効歴のあるお客さまのお申込みにつきましても、お取扱いをお断りすることがありますのでご了承ください。
- ⑤お子さまが生後15日以後にご加入いただけます。
- ⑥お申込みは被保険者お一人さまにつき、1契約のお取扱いとなります。
- ⑦別のお子さまを被保険者として追加でお申込みいただく場合は、裏面の通販デスク(通話料無料)にご連絡ください。
- ⑧ご契約のお申込みの際、またはご契約成立後に当社の委託した者が、お申込内容や告知内容についてのご確認にお伺いすることがありますので、その際はよろしくお願ひします。

2 次に、同封されている以下の4つの書類に必要事項をご記入ください。

- 申込書 意向確認書 告知書 預金口座振替依頼書 兼 クレジットカード支払申込書

※告知内容によってはご契約をお引受けできない場合や、ご契約内容が変更となる場合があります。

3 4つの書類を返信用封筒に入れてポストに投函してください。

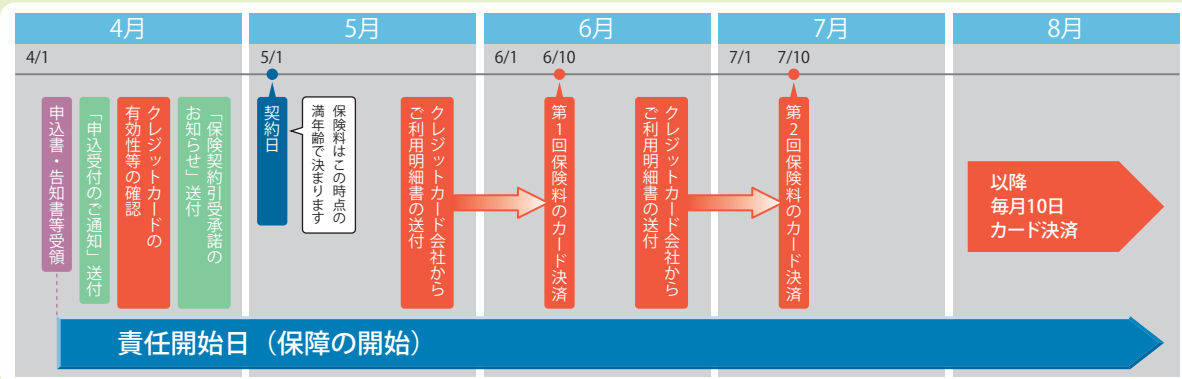
4 お申込書類を受け付けたあとは、通常以下のスケジュール(例)ですすめさせていただきます。

●保険料のお支払い方法は、クレジットカード払と口座振替からお選びいただけます。

クレジットカード払を選択された場合

＜月払・クレジットカード決済が10日の場合の例＞

カード決済日やスケジュールはお客さまのクレジットカード規約に基づきます。以下の例は一般的な例ですので、詳しくはご指定いただいたクレジットカードの利用規約をご確認ください。



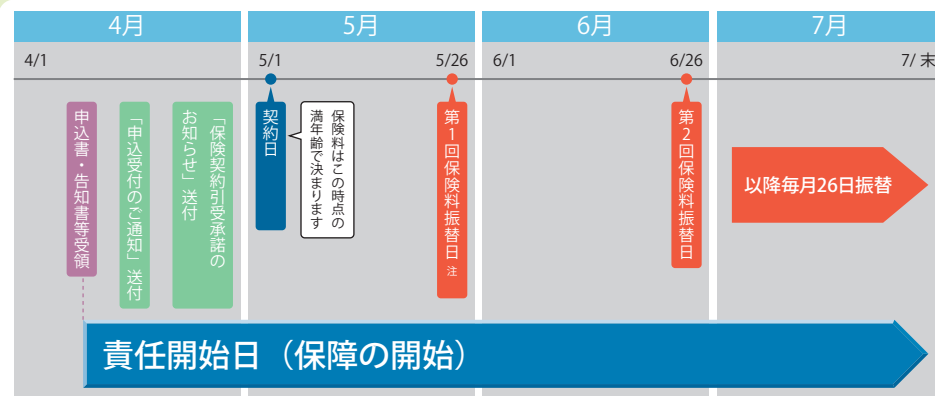
ご利用いただけるクレジットカード
 VISA MasterCard JCB UnionPay
 これらのマークのある、契約者ご本人さま名義のクレジットカードがご利用いただけます。

- クレジットカードの有効性等の確認時期に関わらず、当社がお引受けすることを承諾した場合には、当社でご契約の「お申込みを受けた時」、または「告知の時」のいずれか遅い時から保険契約上の責任を開始します。
- 月払契約の契約日は責任開始日の属する月の翌月1日となります。半年払・年払契約の契約日は、責任開始日となります。
- ご契約年齢は契約日における満年齢となります。
- 1契約あたり、1回分の保険料が月払は5万円以下、半年払・年払は10万円以下の場合に限りです。
 ※有効性等の確認ができなかった場合は、以下のいずれかの手続きが必要となります。
 - ・別のクレジットカードで、手続きをしていただけます。
 - ・保険料払込方法(経路)を口座振替扱等に変更していただけます。
- ※保険契約上の必要書類が完備せず、手続きが遅れた場合
 - ・最初に行った有効性等の確認の有効期限が切れた場合、再度有効性等の確認を行います。この結果、有効性等が確認できなかった場合は、上記と同様の手続きが必要となります。
 - ・第1回保険料のカード決済が第2回保険料と同月に行われることがあります。
- ※保険契約が成立しなかった場合
 - ・ご提出いただいたクレジットカード支払申込書は無効とし、お客さまに返却はいたしません。

※お申込先が取扱代理店を経由する場合、当社受付までに若干日数がかかる場合があります。お申込みに際しては余裕をもってご送付いただきますようお願いいたします。

口座振替を選択された場合

＜月払(口座振替扱)の例＞



お払込のご都合がつかない場合のために、保険料の払込猶予期間を設けています。

第1回保険料の払込期間	責任開始日からその翌月末日まで
第1回保険料の払込猶予期間	上記払込期間満了日の属する月の翌月1日から翌々月末日まで

- 当社でご契約をお引受けすることを承諾した場合には、当社でご契約の「お申込みを受けた時」、または「告知の時」のいずれか遅い時から保険契約上の責任を開始します。
- 月払契約の契約日は、責任開始日の属する月の翌月1日となります。半年払・年払契約の契約日は、責任開始日となります。
- ご契約年齢は契約日における満年齢となります。
- 契約日の属する月の26日(金融機関休業日の場合、翌営業日となります)に、ご指定口座から第1回保険料をお振替いたします。以後、毎月26日(金融機関休業日の場合、翌営業日となります)にご指定口座からお振替いたします。ご指定の金融機関により、上記口座振替日が27日(金融機関休業日の場合、翌営業日となります)となる場合があります。

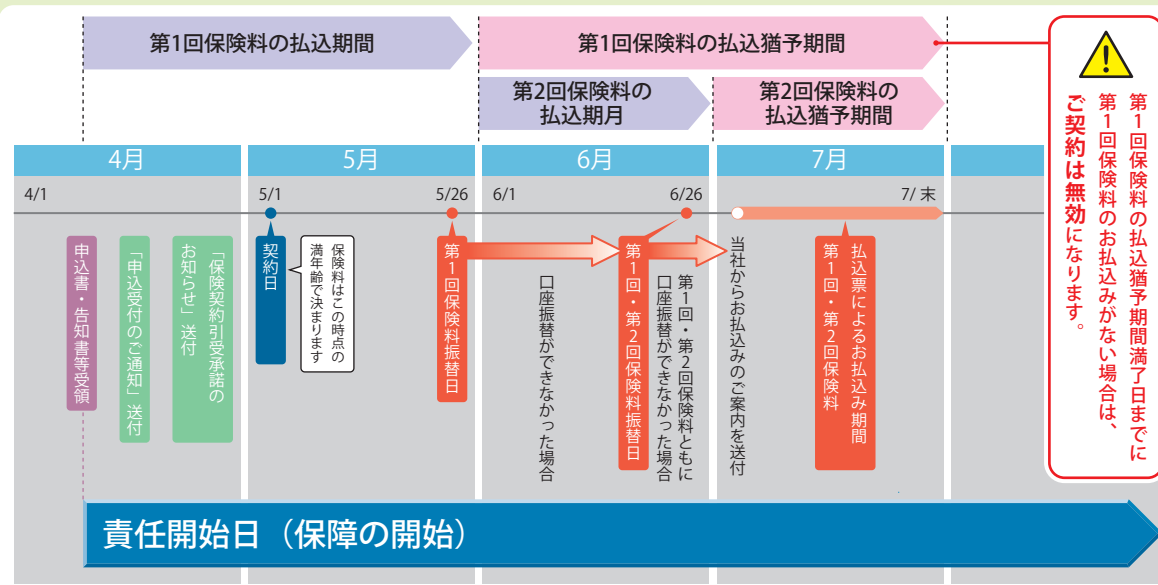
注 お申込みをいただく時期、ご契約の成立時期等により、第1回保険料の口座振替日に口座振替できない場合は、翌月の所定の口座振替日(第1回保険料の払込猶予期間中)に、指定口座へご請求します。(保険料の払込方法が月払の場合は、第2回保険料とともにご請求します。)

※お申込先が取扱代理店を経由する場合、当社受付までに若干日数がかかる場合があります。お申込みに際しては余裕をもってご送付いただきますようお願いいたします。

●第1回保険料のお払込みについて(月払契約・口座振替扱の場合)

第1回保険料は払込期間内にお払込みください。

- 第1回保険料の払込猶予期間満了日までに、第1回保険料のお払込みがなかった場合
 ＜毎月26日が口座振替の場合＞ ※口座振替日は金融機関により異なります



第1回保険料の払込猶予期間満了日までに第1回保険料のお払込みがないとき、そのご契約は無効となります。

- この場合、次のとおりお取扱いします。
 - お支払いする返戻金はありません。
 - 無効となったご契約を元に戻すことはできません。
 - 下記のご契約については、当社は一定期間(無効となったご契約の契約日から2年間)お引受けいたしません。
 - ・無効となったご契約のご契約者または被保険者をご契約者とする新たなご契約
 - ・無効となったご契約のご契約者または被保険者を被保険者とする新たなご契約(第1回保険料をお払込みいただく前に解約された場合も同様です。)
- また、保険料の変更を伴う各種お手続き(保険金額の減額等)については、第1回保険料のお払込み後のお取扱いとなります。

以下の点にご注意ください。

- 第1回保険料の払込猶予期間中の口座振替日に保険料が口座振替できなかった場合は、当社でご案内する方法にしたがって、払込猶予期間内に保険料をお払込みください。
- 第1回保険料のお払込みがないまま、第1回保険料の払込猶予期間満了日までに給付金等のお支払事由が生じた場合、当社は第1回保険料[※]を給付金等から差し引きます。なお、お支払いする給付金等の金額が第1回保険料[※]に不足する場合には、当社は給付金等をお支払いいたしません。
- 第1回保険料のお払込みがないまま、第1回保険料の払込猶予期間満了日までに保険料の払込免除事由が生じた場合、第1回保険料[※]をお払込みいただけます。お払込みいただけない場合、当社は保険料の払込免除をいたしません。
- ※ 第2回目以後の未払込保険料があるときは、その保険料を含みます。

ご契約時にご確認いただきたいことから

祝金のお支払時期とお支払額について

祝金は被保険者が次のときに生存しているとき、お支払いします。

被保険者のご契約年齢	被保険者が満5歳10か月に達した日の直後の2月1日	被保険者が満11歳10か月に達した日の直後の2月1日	被保険者が満14歳10か月に達した日の直後の2月1日	被保険者が18歳の年単位の契約応当日
0～3歳	基本保険金額の10%	基本保険金額の20%	基本保険金額の50%	基本保険金額の100%
4～9歳	—	基本保険金額の20%	基本保険金額の50%	基本保険金額の100%
10～11歳	—	—	基本保険金額の50%	基本保険金額の100%

養育年金・給付金のお支払いについて

名称	お支払事由(お支払いできる場合)	お支払額
5年ごと利差配当付 こども保険 I型	死亡給付金	被保険者が死亡されたとき 各保険年度ごとの死亡給付金額
	養育年金	ご契約者が死亡されたときまたは約款所定の高度障害状態になられたとき お支払事由が発生したときに第1回養育年金として基本保険金額の60%をお支払いします。以後保険期間満了時までお支払事由が発生した日の年単位の応当日に基本保険金額の60%をお支払いします。
	災害入院給付金	被保険者が不慮の事故で180日以内に継続して2日以上入院されたとき 入院給付金日額×入院日数
	疾病入院給付金	被保険者が病気で継続して2日以上入院されたとき 入院給付金日額×入院日数
こども医療特約	手術給付金	被保険者が病気やケガで約款所定の手術を受けられたとき 入院給付金日額×倍率(手術の種類により)40・20・10倍
	災害通院給付金	被保険者が不慮の事故で180日以内の期間に通院されたとき 入院給付金日額の50%×通院日数

- ご契約者の高度障害状態により養育年金が支払われるときには、以後ご契約者が死亡されても養育年金を重複してお支払いしません。
- 同時に2種類以上の手術を受けられた場合には、そのうちもっとも給付倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみ手術給付金をお支払いします。

こども医療特約の給付金のお支払限度日数について

給付金	支払限度日数
災害入院給付金	1回の入院につき:180日分限度 保険期間を通じて(通算):1,095日分限度
疾病入院給付金	1回の入院につき:180日分限度 保険期間を通じて(通算):1,095日分限度
災害通院給付金	同一の不慮の事故につき:90日分限度 保険期間を通じて(通算):1,095日分限度

保険料の払込免除について

- ご契約者が死亡されたとき、または責任開始期以後に発生した病気やケガを原因として、約款所定の高度障害状態になられたときは、以後(保険料払込期間満了日まで)の保険料のお払込みは不要になります。
- ご契約者が責任開始期以後に発生した不慮の事故によるケガを直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に約款所定の身体障害の状態になられたときは、以後(保険料払込期間満了日まで)の保険料のお払込みは不要になります。
- 保険料の払込免除事由が発生しても、次の場合には保険料のお払込みを免除することはできません。
 - ・保険契約者の故意または重大な過失によるとき
 - ・保険契約者の犯罪行為によるとき 等

各保険年度の死亡給付金額について

各保険年度の死亡給付金額は、基本保険金額に下表の係数を乗じた金額となります。

保険年度	被保険者のご契約年齢											
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳
1	0.1053	0.1112	0.1177	0.1250	0.1334	0.1429	0.1539	0.1667	0.1819	0.2000	0.2223	0.2500
2	0.2106	0.2223	0.2353	0.2500	0.2667	0.2858	0.3077	0.3334	0.3637	0.4000	0.4445	0.5000
3	0.3158	0.3334	0.3530	0.3750	0.4000	0.4286	0.4616	0.5000	0.5455	0.6000	0.6667	0.7500
4	0.4211	0.4445	0.4706	0.5000	0.5334	0.5715	0.6154	0.6667	0.7273	0.8000	0.8889	1.0000
5	0.5264	0.5556	0.5883	0.6250	0.6667	0.7143	0.7693	0.8334	0.9091	1.0000	1.1112	1.2500
6	0.6316	0.6667	0.7059	0.7500	0.8000	0.8572	0.9231	1.0000	1.0910	1.2000	1.3334	1.5000
7	0.7369	0.7778	0.8236	0.8750	0.9334	1.0000	1.0770	1.1667	1.2728	1.4000	1.5556	1.7500
8	0.8422	0.8889	0.9412	1.0000	1.0667	1.1429	1.2308	1.3334	1.4546	1.6000	1.7778	2.0000
9	0.9474	1.0000	1.0589	1.1250	1.2000	1.2858	1.3847	1.5000	1.6364	1.8000	2.0000	2.0000
10	1.0527	1.1112	1.1765	1.2500	1.3334	1.4286	1.5385	1.6667	1.8182	2.0000	2.0000	2.0000
11	1.1579	1.2223	1.2942	1.3750	1.4667	1.5715	1.6924	1.8334	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000
12	1.2632	1.3334	1.4118	1.5000	1.6000	1.7143	1.8462	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000
13	1.3685	1.4445	1.5295	1.6250	1.7334	1.8572	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000
14	1.4737	1.5556	1.6471	1.7500	1.8667	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000
15	1.5790	1.6667	1.7648	1.8750	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000
16	1.6843	1.7778	1.8824	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000
17	1.7895	1.8889	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000
18	1.8948	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000
19	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000
20	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000
21	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000
22	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000	2.0000

配当金等について

●契約者配当金は、責任準備金等の運用益が当社の予定した運用益を超えた場合に、ご契約後6年目から5年ごとにお支払いします。責任準備金等の運用実績によってはお支払いできない場合もあります。●契約者配当金は当社所定の配当積立利率で積み立てておき、ご請求があったとき等、または年金・給付金等をお支払いするときに併せてお支払いします。●こども医療特約には契約者配当金はありません。●払済・延長保険への変更のお取扱いはございません。

「保険種類のご案内」「各種特約のご案内」について

保険種類・特約をお選びいただく際には「保険種類のご案内」「各種特約のご案内」をご覧ください。この保険は「保険種類のご案内」に記載されているこども保険(5年ごと利差配当付こども保険)です。「保険種類のご案内」「各種特約のご案内」は、下記通販デスクまでご請求ください。

ご契約の際には「ご契約のしおり(抜粋)」を必ずご覧ください

「ご契約のしおり(抜粋)」には次のようなご契約にともなう大切なことやら必要な保険の知識などを説明していますので、必ずご一読のうえ大切に保管してください。

- 個人情報のお取り扱いについて
- 生命保険募集人について
- ご契約のお申込みについて
- 受取金額と払込保険料合計額の関係について
- 年金・給付金等をお支払いできない場合について
- 健康状態・ご職業等の告知義務について
- お申込内容などの確認をさせていただくことがあります
- 保険会社の責任開始期について
- 保険料の払込方法について
- 保険料の払込猶予期間と保険契約の失効について
- 保険契約の復活について
- 解約と解約返戻金について

「ご契約のしおり・約款」について

後ほどお送りする「ご契約のしおり・約款」にはご契約にともなう大切なことやら必要な保険の知識などを説明しておりますので、必ずご一読のうえ大切に保管してください。

生命保険募集人について

当社の生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。なお、お客さまが当社の生命保険募集人の登録状況・権限等に関しまして確認をご要望の場合は、下記通販デスクまでご連絡ください。

取引時確認(本人確認)について 法律の定めにより、ご契約時に運転免許証や健康保険証の提示を受けるなどの方法によりご本人の確認をさせていただくことがあります。また、満期保険金や契約者貸付金・解約返戻金等のお支払い時、名義変更時等の場合にもご本人の確認をさせていただくことがあります。

お問い合わせは、お気軽に
(通話料無料)

通販デスク **0120-506-252**

月曜日～金曜日
(受付時間) 9:00～17:00
(土日・祝日・年末年始を除きます)

このご案内は商品の概要を説明しています。ご検討に際しては、必ず「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり(抜粋)」をご覧ください。

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

●ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒104-8258 東京都中央区新川2-27-2

通販デスク TEL:0120-506-252(無料)

受付時間 月～金 9:00～17:00(土日・祝日・年末年始を除きます)

http://www.msa-life.co.jp

[MS] B2505-2 50,000 2014.9.29 (改・一) 65 登2014-E-019(2014.9.18)